



広島県報

号外
第111号

発行者 広島県
発行所 広島県総務部
総務管理局文書法制室
購読料 月額 2,700円

目次

規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (福利室) 一
広島県税規則及び広島県税事務取扱規則の一部を改正する規則 (税務室) 二

告示

公の施設の指定管理者の指定 (障害者支援室) 一
告示の廃止 () 二
(県法規記載)

公布された規則のあらまし

一 改正の要旨
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(規則第六十三号)(福利室)

二 施行期日
地方公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法施行規則の一部が改正され、通勤災害の対象となる範囲が改定されたことなどに伴い、必要な改正を行った。

平成十八年七月六日から施行し、平成十八年四月一日から適用する。

広島県税規則及び広島県税事務取扱規則の一部を改正する規則(規則第六十四号)(税務室)

改正の要旨

- 1 不動産取得税の住宅控除と住宅用土地の減額に係る申告事務手続の簡素化を図るため、申告書の様式を統一するなど必要な規定の整備を行った。
- 2 軽油引取税に係る免税軽油使用者証及び免税証の返納を命じる場合の手続について必要な規定の整備を行った。
- 3 地方税法の一部改正に伴い、法人の県民税及び事業税に関する法人設立届の様式について必要な整理を行った。
- 4 その他必要な規定の整理を行った。

施行期日

平成十八年七月六日。ただし、一の改正規定は平成十九年四月一日

規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年七月六日

広島県知事 藤田雄山

広島県規則第六十三号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十二年広島県規則第九十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二条の二第二項ただし書」を「第二条の二第一項、同条第二項ただし書」に改める。

第二条の二を第二条の三とし、同条の前に次の一条を加える。
(就業の場所から勤務場所への移動等)

第二条の二 条例第二条の二第一項第二号の規則で定める就業の場所から勤務場所への移動は、次に掲げる移動とする。

- 一 一の勤務場所から他の勤務場所への移動

二 次に掲げる就業の場所から勤務場所への移動

イ 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第三条第一項の適用事業に係る就業の場所

ロ 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)第一条第一項に規定する職員

ハ その他勤務場所並びにイ及びロに掲げる就業の場所に類するもの

2 条例第二条の二第一項第二号の規定で定める職員に関する法令の規定に違反して就業している場合は、次に掲げる法令の規定に違反している場合とする。

一 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第三十八条第一項

二 前号に掲げる法令の規定に類する法令の規定

3 条例第二条の二第一項第三号の規定で定める要件は、同号に掲げる移動が、単身赴任手当の支給を受ける地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)第二条第一項に規定する職員と均衡上必要があると認められる職員により行われるものであることとする。

「第十一条第一項中「昭和四十二年法律第二百一十一号」を削る。

附則第五項中「障害の等級」を「障害等級」に、「昭和四十二年法律第二百一十一号」第二十九条第六項」を「第二十九条第八項」に、「等級に該当する」を「障害等級に該当する」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則(附則第五項の改正規定中「障害の等級」を「障害等級」に改める部分及び「等級に該当する」を「障害等級に該当する」に改める部分を除く。)による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の規定は、平成十八年四月一日から適用する。

広島県税規則及び広島県税事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年七月六日

広島県知事 藤田雄山

広島県規則第六十四号

広島県税規則及び広島県税事務取扱規則の一部を改正する規則

(広島県税規則の一部改正)

第一条 広島県税規則(昭和二十九年広島県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二十七条の二第五号中「第四十八号の五」を「第四十八号の四」に改め、同条第二十

「第四十八号の十一」

第四十

一号中「第四十八号の五」を「第四十八号の四」に、第四十八号の十一の三を

第四十八号の十四

八号の十一

に改める。

八号の十四

第二十七条の三の見出し中「申告手続」を「申告手続等」に改め、同条に次の一項を加える。

3 条例第五十七条の二第一項ただし書に規定する規則で定める場合は、知事が調査により法第七十三条の十四第一項の規定の適用があるべき者(条例第五十六条第二項ただし書及び第三項ただし書の規定により取得者とみなされる所有者から新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものを購入した者を除く。)として認めた場合とする。

第二十九条の次に次の一条を加える。

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額の申告手続の特例)

第二十九条の二 条例第六十四条ただし書に規定する規則で定める場合は、知事が調査により法第七十三条の二十四第一項の規定の適用があるべき者(法第七十三条の十四第一項に規定する共同住宅等における居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で令第三十九条の二の四第二項で定めるものの敷地の用に供されている土地を取得した者に限る。)として認めた場合とする。

第六十条の次に次の一条を加える。

(軽油引取税に係る免税軽油使用者証及び免税証の返納を命じる場合の手続)

第六十条の二 法第七百条の十五第四項の規定による免税軽油使用者証及び免税証の返納命令は、別記様式第八十五号の十九の二による軽油引取税免税証等返納命令書によつて行うものとする。

別記様式第十号の二表を次のように改める。

様式第10号の2(第6条関係)

(表)

第 号
平成 年 月 日
広島県 地域事務所長 印

法人 県民税 更正・決定及び加算金の決定通知書兼納付通知書
事業税

所在地

法人県民税・事業税の課税標準額、税額及び加算金額を、県民税については地方税法第55条、事業税については同法第72条の39、第72条の41又は第72条の41の2、加算金については同法第72条の46又は第72条の47の規定により更正・決定しましたから通知します。
〔差引納付すべき額〕欄の不足税額及び加算金額を、次により納めてください。

法人名

年度	課税番号	更正・決定納期限
		平成 年 月 日
事業年度若しくは連結事業年度又は計算期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで		
処理		

区 分	更正・決定額	既に納付の確定した額	差引減額した額
法人県民税	円	円	円
均等割額			
所得割額			
付加価値割額			
資本割額			
収入割額			
合計事業税額			
過少申告加算金			
不申告加算金			
重加算金			

差引納付すべき額
円
円
円
円
円
円
円
円
円
円

更正・決定額算出基礎			
区 分	課税標準額	税率	税 額
法人県民税	課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税総額	千円	円
	利子割除額	/100	
	差引法人税割額		
	均等割額		
法人事業税	課税標準となる所得金額の総額	千円	
	所得割		
	本県分	年 万円以下の金額 /100	
		年 万円超年 万円以下の金額 /100	
		年 万円超又は軽減税率不適用の金額 /100	
	計		
	付加価値割	課税標準となる付加価値額の総額	
	本県分	県 分 /100	
	資本割	課税標準となる資本等の金額総額	
	本県分	県 分 /100	
	収入割	課税標準となる収入金額の総額	
	本県分	県 分 /100	
	合 計		

申告等区分
予定・中間・みなす 平成 年 月 日
確定・決定 平成 年 月 日
修正・更正・是認 平成 年 月 日
再修正・再更正・是認 平成 年 月 日

法人事業税加算金	処理年月日、処理区分 年 月 日	円	差引対象事業税額	円
	区 分	対象事業税額	率	確定額
	加算金	円	/100	円
	重加算金		/100	

重加対象課税標準額の総額	
所得金額	
付加価値額	
資本等の金額	
収入金額	

分割基準	区 分	法人県民税	法人事業税		納付場所
			従業者数	固定資産の価格・事務所又は事業所の数・軌道の延長キロメートル	
総 数		人	人		
本 県 分					

様式第46号(第27条関係)

知事様

第 号

平成 年 月 日

県民税
法人事業税に係る課税標準額等の通知書

広島県知事



このことについては、次のとおりです。

法人名							
主たる事務所等の所在地							
事業年度若しくは連結事業年度又は計算期間	平成 年 月 日から	資本の金額又は出資金額		円			
	平成 年 月 日まで	資本積立金額		円			
法人区分	法第72条の適用	申告期限延長月数	県民税	月	事業税	月	
申告年月日			申告区分				
確定平成 年 月 日		修正平成 年 月 日					
処理年月日		処理区分	税務官署通知年月日	税務官署処理区分			
平成 年 月 日			平成 年 月 日				
法人税割額から控除すべき外国税額の総額			補正後の従業者数の総数				
道府県民税分		円	道府県民税分	人			
市町村民税分		円	市町村民税分	人			
課税標準の総額(千円)							
法人事業税	所得金額	年 万円以下	加算金	徴収	対象額(千円)		
		年 万円超年 万円以下		所得割			
		年 万円超		付加価値割			
	計(軽減税率不適用)	資本割					
	付加価値額	収入割					
	資本等の金額	不申告加算金		徴収			
収入金額	状況	重加算金	徴収	対象額(千円)			
分割都道府県数			所得割				
売上高			付加価値割				
総数			資本割				
軌道又は鉄道			収入割				
関係都道府県	事業所等の所在地	分割基準		仮装経理			
		法人事業税					
総数	広島県	法人事業税	固定資産の価額・事務所又は事業所数・軌道の延長 km	所得金額			
		従業者数		法人税額			
摘要				租税条約			
				所得金額			
				法人税額			
				地域 賦課番号			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

別記様式第四十三号中「資本又は出資金額」と「資本積立金額又は連結個人別資本積立額」と「資本等の額又は連結個人別資本等の額」を「個人別資本積立額」と改める。

別記様式第四十八号の四を次のように改める。
様式第48号の4(第27条の2関係)

(表)

不動産取得申告書兼課税台帳番号

※処理

整理番号

住宅の課税標準の特例・住宅用土地の減額(還付)に関する申告(申請)書

広島県 広島市 区 丁目

平成 年 月 日

不動産の所在地

住所(法人の場合は所在地)及び電話番号(電話番号())

取得者(ふりがな) 氏 名 (法人の場合は名称)及び代表者氏名

この申告に対応する 担当 係氏 員名 ()

住所 電話番号 ()

納税人 住 所 氏 名

受印

広島県 地域事務所長様

平成 年 月 日 市 町 丁目 番 号

取得者

前所有者又は工事施工者の住所(所在地)及び氏名(名称)

取得は取得年月日又は取得年月日

家屋番号又は地番

構造又は地目

種類

床面積又は地積

取得原因

家

木造・鉄筋コンクリート造・鉄骨造・軽量鉄骨造
プレハブ造(木質系・軽量鉄骨系・鉄筋コンクリート系)
その他()

住宅・共同住宅・併用住宅
その他()

m²

新築・増築・改築
売買・贈与・交換
その他()

屋

木造・鉄筋コンクリート造・鉄骨造・軽量鉄骨造
プレハブ造(木質系・軽量鉄骨系・鉄筋コンクリート系)
その他()

住宅・共同住宅・併用住宅
その他()

m²

新築・増築・改築
売買・贈与・交換
その他()

土

宅地・田(農地法第3条・第5条)
畑(農地法第3条・第5条)・山林・雑種地
その他()

住宅用土地
その他()

m²

売買・贈与・交換
その他()

地

宅地・田(農地法第3条・第5条)
畑(農地法第3条・第5条)・山林・雑種地
その他()

住宅用土地
その他()

m²

売買・贈与・交換
その他()

注1 該当する場合には□にレ印をしてください。

注2 上記の家屋(住宅)の取得に係る不動産取得税への住宅控除の適用を申告します。
□イ 上記の土地(住宅用土地)の取得に係る不動産取得税への減額(及び還付)を申告(申請)します。
注2 還付が生じた場合の振込先口座(不動産の取得者と同じ口座名義を記入してください。)

金融機関	支店等	預金種別	口座番号	口座名義(フリガナ)
		普通		
		当座		

注3 住宅用土地の取得を申告する者以外の者が住宅を新築(取得)した場合は記入してください。

新築住宅の内容	住所	氏名	取得年月日	床積
住宅を新築(取得)した者				
			平成 年 月 日	m ²
			平成 年 月 日	m ²

◎裏面をお読みください。
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

(裏)

- (注) 1 ※印欄は、記入しないでください。
- 2 この申告書は、地方税法第73条の18及び広島県条例第61条の規定により当該不動産取得の日から60日以内に当該不動産所在地の市町長を経由して地域事務所長(税務局又は税務局支局)に提出することになります。なお、直接地域事務所(税務局又は税務局支局)に提出しても差支えありません。
 - 3 注1の□アにシ印を記載すれば、広島県条例第57条の2第1項(住宅の取得に対する不動産取得税の特例(住宅控除))の申告となります。
 - 4 注2の□イにシ印を記載すれば、広島県条例第64条(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額)の申告及び第67条(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の還付)の申請となります。
- なお、住宅用土地の取得については、次の要件に該当する場合は、不動産取得税が減額され、還付すべき額があれば還付されます。
- (1) 住宅を新築する場合
 - ア 土地を取得した者が、その土地を取得した日から2年(平成11年4月1日から平成20年3月31日までの土地の取得については3年。ただし、平成16年4月1日から平成20年3月31日までの取得で一定の要件に該当する場合は4年)以内にその土地の上に住宅を新築した場合
 - イ 平成14年4月1日から平成20年3月31日までに土地を取得した場合で、土地を取得してから3年(平成16年4月1日から平成20年3月31日までの取得で一定の要件に該当する場合は4年)以内にその土地の上に住宅が新築され、一定の要件に該当する場合
 - ウ 土地を取得した者が、その土地を取得した日前1年の期間内にその土地の上に住宅を新築していた場合
 - エ 中古住宅等の用に供する土地の場合
 - オ 未使用の住宅とその敷地を、その住宅が新築された日から1年(平成10年4月1日以後に新築された自己が居住しない住宅を平成11年4月1日から平成16年3月31日までに取得した場合には、2年)以内に取得した場合
 - カ 中古住宅(平成10年4月1日以後に新築した未使用の住宅を含む。)とその敷地を、自己が居住するために取得した場合
 - ク 土地を取得した者が、その土地を取得した日から1年以内に、その土地の上にある中古住宅(平成10年4月1日以後に新築された未使用の住宅を含む。)を自己が居住するために取得した場合
 - コ 土地を取得した者が、その土地を取得した日前1年の期間内に、その土地の上にある中古住宅(平成10年4月1日以後に新築された未使用の住宅を含む。)を自己が居住するために取得していた場合
 - (3) ただし、上記の(1)(2)の住宅については一定の要件に該当している必要があります。
 - 5 不動産の取得及び取得者とは、おおむね次に掲げるものをいいます。
 - (1) 家を新築した場合は、その家屋について最初の使用又は譲渡が行われた日をもって家屋の取得とみなし、その家屋の所有者又は譲受人が取得者となります。ただし、家屋が新築されてから6月を経過してもなおその家屋について使用又は譲渡が行われなるときは、その6月を経過した日をもって家屋の取得とみなし、その家屋の所有者が取得者となります。(ただし、平成10年10月1日から平成20年3月31日までに住宅が新築された場合は、一定の条件を満たす場合には6月が1年になります。)
 - (2) 家屋を増築した場合は、その家屋の床面積又は体積が増加した場合においては、その増築をもって家屋の取得とみなし、その家屋の所有者が取得者となります。
 - (3) 家屋を改築した場合は、その家屋の価格が増加した場合においては、その改築をもって家屋の取得とみなし、その家屋の所有者が取得者となります。
 - (4) 家屋を移築した場合は、その家屋を解体し、他の場所に同一材料で建築した場合においても、その移築をもって家屋の取得とみなし、その家屋の所有者が取得者となります。
 - (5) 売買、贈与、交換等の場合は、登記の有無にかかわらず、現実に不動産の所有権を取得した時に、その不動産の所有者が取得者となります。
 - 6 申告書の記載は、次によってください。
 - (1) 「構造又は地目」、「種類」及び「取得原因」については、該当する項目に○を記載してください。なお、該当する項目がない場合には、「その他()」に記載してください。
 - (2) 「前所有者又は工事施工者の住所(所在地)及び氏名(名称)」欄は、承継取得の場合は前所有者の住所(所在地)及び氏名(名称)を記入し、家を建築した場合は、工事施工者の住所(所在地)及び氏名(名称)を記入してください。
 - 7 地方税法第73条の4から第73条の7まで、第73条の14第6項から第14項まで、附則第10条、附則第11条又は附則第12条第1項の規定のいずれかに該当する場合には、その旨を証明する権限のある機関の証明書等を添付してください。
 - 8 地方税法第73条の25第1項、第73条の27の2第1項、第73条の27の3第1項、第73条の27の4第1項、第9項、第5項、第7項、第9項若しくは第11項、第73条の27の6第1項、第73条の27の7第1項若しくは第2項、第73条の27の8第1項、第73条の27の9第1項又は附則第11条の4第1項、第3項若しくは第5項の規定のいずれかに該当する場合には、広島県条例第65条(附則第13条第4項において準用する場合を含む。)の規定によってこの申告をする際に併せて徴収猶予の申告をすることができます。
 - 9 木造家屋以外の家を建築した場合は、平面図、立面図、仕上表、建具表等の家の図面と工事見積書等を添付してください。
 - 10 取得者が複数の場合は、「取得者」欄に連名で記入の上押印してください。また、各自の共有持分を「取得者」欄に記入してください。
 - 11 その他詳しいことは、地域事務所の税務局又は税務局支局へお尋ねください。

付表

(表)
不動産取得申告書の附属表

住所(所在地)												杭打地業		有・無
氏名(名称)												杭の種類		
種類		使用 材 数 量	根切土量	立方メートル	鉄筋コンクリート量	立方メートル	径 (センチメートル)	長さ (メートル)	本数					
構造			鉄骨量 (デッキプレートは除く。)	トン	捨てコンクリート量	立方メートル								
建床面積	平方メートル		(耐火被覆がされている)鉄骨量	トン	土間コンクリート量	立方メートル								
延床面積	平方メートル		軽量鉄骨量	トン	() コンクリート量	立方メートル								
階層	地上階 地下一部・全部階		鉄筋量	トン										
特殊設備	固定椅子	席	金庫扉	箇所	既製間仕切	有・無	カウンター	有・無	造り付け家具	有・無				
			書庫扉	箇所										
電気設備	動力	キロワット	蛍光灯	灯	コンセント (フロアコンセント有・無)	個	スイッチ	個	電話 (NTT線は除く。)	個				
	出退表示 設備	有・無	呼出信号 設備	有・無	自動車 管制装置	有・無	盗難非常 通報装置	有・無	インターホン	有・無				
	拡声器	個	電気時計	個	ナースコール	有・無	工業 テレビ	有・無	テレビジョン 共同視聴設備	有・無				
衛生設備	給水	有・無	排水	有・無	中央式給湯	有・無	衛生器具	有・無	ガス	有・無	浄化槽	立方メートル 人槽		
					中央式冷水	有・無								
空調設備	設備の種類	○冷暖房 ○自動温湿度調整 ○冷房 ○直接暖房 ○温風暖房 ○熱風暖房 ○パネルヒーティング (○パッケージエアコン)												
	使用冷暖熱源	○ターボ冷凍機 ○レシプロ冷凍機 ○吸収式冷凍機 ○セクショナルボイラー ○煙管ボイラー ○温水缶												
	冷房能力	キロカロリー ワット	熱源方式	ヒートポンプ・水冷										
換気設備	換気設備	有・無	換気扇	センチメートル	天井扇	センチメートル	ベンチレーター	センチメートル						
防災設備	火災報知	有・無	避雷突針	基	消火栓	有・無	ドレンチャー	有・無	炭酸ガス消火	有・無				
			避雷導体	メートル			スプリンクラー	有・無	泡消火	有・無				
運搬設備	エレベーター	種類	乗用・()エレベーター		積載量	キロ グラム	人乗	速度	メートル/分	台数	台			
		型式	○特注インバータ型 ○高速特注インバータ型 ○ホームエレベーター ○交流型 ○低速交流型 ○中速交流型 ○電動式 ○油圧式 ○その他()											
	ダムウェーター (リフト含む)	積載量	キログラム	エスカ レーター	有・無	気送管	有・無	ベルトコンベアー (製造用除く)	有・無					
清掃設備	窓ふき用ゴンドラ	有・無	セントラルバキュームクリーナー		有・無									
摘要														

◎裏面をお読みください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列3とする。

(裏)

- (注) 1 「延床面積」欄は、家屋の外壁又はこれに代わるべき柱の中心線内の面積であり、天井の高さ1.5メートル未満の地階、屋階等特殊階は床面積に算入しないものとし、家屋に附属する屋外の階段(非常階段、避難階段、昇降階段)は屋根及び両壁のある部分について床面積を計算し、記入してください。
- 2 「使用材数量」欄は、根切土量については、建物の基礎その他地下部分の構築のために必要な地表面を所定の深さまで掘り下げる工事によつて搬出される土量を記入してください。その他、建物に使用した鉄骨、軽鋼鉄骨、鉄筋及びコンクリートの使用数量を記入してください。
- 3 「杭打地業」欄は、使用した杭について、木杭、鉄筋コンクリート杭、ベドスタル杭等について記入し、径、長さ及び使用本数を記入してください。
- 4 各項の「有・無」欄又は「○」欄は、該当するものを○で囲むかレ印をしてください。
- 5 この附属表の各欄のうち、該当欄の記入について不足を生じたときは、別紙により追加作成してください。

別記様式第四十八号の五を次のように改める。

様式第48号の5 削除

別記様式第八十五号の十九の次に次の一様式を加える。

様式第85号の19の2 (第60条の2関係)

平成 年 月 日

免税軽油使用者
住 所
(所在地) 名
氏 名
〔名称及び代
表者の氏名〕

様

広島県 地域事務所長 印

軽油引取税免税証等返納命令書

地方税法第700条の15第4項の規定により、次のとおり軽油引取税免税証の返納を命じます。

免税証等の種類	番号	枚数	返納を命じる理由

(注) この通知に係る処分について不服がある場合は、この処分を知った日の翌日から起算して60日以内に、広島県知事に対して審査請求をすることができます。なお、審査請求書は、なるべく当地域事務所(税務局又は税務局支局)を經由して提出して下さい。

また、この処分があつたことを知つた日(広島県知事に対して審査請求をした場合は、当該審査請求の裁決があつたことを知つた日)の翌日から起算して6か月以内に、広島県を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しを求める訴えを提起することもできます。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

(広島県事務取扱規則の一部改正)
 第二条 広島県事務取扱規則(昭和三十五年広島県規則第九十二号)の一部を次のように改正する。

第二十三条の二の見出し中「免税証」を「免税軽油使用者証」に改め、同条中「規定する免税軽油使用者」の下に「(次項において「免税軽油使用者」という。)」を加え、「又は法第七百条の二十二第四項若しくは第五項の規定による承認」を削り、「関する事務」の下に「並びに同条第四項の規定による当該免税軽油使用者証及び当該免税証の返納に関する事務」を加え、同条に次の一項を加える。

2 免税軽油使用者から前項に規定する事務所又は事業所所在地の地域事務所長に法第七百条の二十二第四項又は第五項の規定による承認に関する申請があつた場合には、当該申請のあつた地域事務所長に当該申請に関する事務を委任する。
 第二十三条の二の次に次の一条を加える。

(軽油引取税に係る免税軽油使用者証及び免税証の返納を命じる場合の手續)

第二十三条の二の二 地域事務所長は、法第七百条の十五第四項の規定による免税軽油使用者証及び免税証の返納を命じようとするときは、別記様式第百二十九号による軽油引取税免税証等返納命令決議書によつてしなければならない。
 別記様式第百二十九号を次のように改める。

様式第129号(第23条の2の2関係)
 軽油引取税免税証等返納命令決議書

決裁者	命令年月日				
免税軽油使用者			起案年月日	担当者	公印の押印承認
住所(所在地)					
氏名(名称及び代表者の氏名)					
決裁年月日	施行年月日				
地方税法第700条の15第4項の規定により、次のとおり軽油引取税免税証の返納を命じる。					
免税証等の種類	番号	枚数	返納を命じる理由		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条中広島県税規則第二十七条の二第五号及び第二十一号並びに第二十七条の三の改正規定、第二十九条の次に一条を加える改正規定並びに別記様式第四十八号の四及び別記様式第四十八号の五の改正規定は、平成十九年四月一日から施行する。

(旧様式による用紙に関する経過措置)

2 第一条の規定による改正前の広島県税規則別記様式第十号の二、別記様式第四十三号、別記様式第四十六号、別記様式第四十八号の四及び別記様式第四十八号の五により作成された用紙でこの規則の施行の際現に県の在庫に係るものは、第一条の規定による改正後の広島県税規則別記様式第十号の二、別記様式第四十三号、別記様式第四十六号及び別記様式第四十八号の四により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。

告 示

広島県告示第六百九十六号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成十六年広島県条例第二十八号)第三条の規定によって、広島県立大野寮の管理を行う指定管理者を次のとおり指定した。

平成十八年七月六日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 指定を受けた者

1 名称及び代表者の氏名

社会福祉法人 三篠会 理事長 酒井 慈玄

2 主たる事務所の所在地

広島市安佐北区白木町大字井原四四八七番地

二 指定した年月日

平成十八年七月五日

三 管理の期間

平成十八年九月一日から平成二十年三月三十一日まで

広島県告示第六百九十七号

次に掲げる告示は、平成十八年七月五日限り、廃止した。

平成十八年七月六日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 平成十八年広島県告示第四百十八号(広島県立身体障害者リハビリテーションセンターにおける食料料その他の特定費用の額)

二 平成十八年広島県告示第四百十九号(広島県立心身障害者コロニーにおける食料料料その他の特定費用の額)